

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旧介護保険法（平成9年法律第123号）第107条の2	指定介護療養型医療施設の指定の更新	介護保険課

- 1 審査基準は、旧介護保険法（平成9年法律第123号）第107条の2第4項により準用する同法第107条に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。